

つちはし事務所通信

5

May

2012



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2012年5月1日

最新情報

改正児童手当法が成立しました！

平成 24 年度から子ども手当に代わる新手当を支給するための改正児童手当法が、第 180 回国会で成立しました（平成 24 年 3 月 30 日成立）。

新手当の名称は児童手当に戻り、所得制限も導入されます。概要は次のとおりです。

児童手当の支給額

所得制限額未満である者

- ・ 3 歳未満.....各月額 15,000 円
- ・ 3 歳以上小学校修了前（第 1 子・第 2 子）...各月額 10,000 円
- ・ 3 歳以上小学校修了前（第 3 子以降）.....各月額 15,000 円
- ・ 中学生.....各月額 10,000 円

所得制限額以上である者（特例給付）

- ・ 中学校修了前.....各月額 5,000 円

所得制限額は政令で規定し、平成 24 年 6 月分から適用（年収 960 万円〔夫婦・子ども 2 人世帯〕を基準に設定）。



費用負担

国と地方（都道府県・市町村）の負担割合を、2 対 1 とし、

被用者の 3 歳未満（所得制限額未満）については、15 分の 7 を事業主の負担とする。

（公務員分については所属庁の負担とする）

事業主の方々が負担する拠出金の率は、1,000 分の 1.5（この 4 月に「1.3」より引き上げ）。

そのほか

子どもに対しても国内居住要件を設ける（留学中の場合等を除く）

児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給

未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当を支給.....父母等が国外居住の場合でも支給可能）

監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給.....離婚協議中別居の場合に支給可能（単身赴任の場合を除く）

保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みとする

実施時期（施行日）

平成 24 年 4 月 1 日（所得制限は、平成 24 年 6 月分から適用）

子ども手当は、民主党の看板政策でしたが、マニフェストに掲げた月額 26,000 円を一度も達成できず、所得制限も導入され、名称も自公政権時代の「児童手当」に戻ることになりました。

第 180 回国会で、改正労働者派遣法が成立しました（平成 24 年 3 月 28 日成立）。

最初に改正法案が提出されたのは、第 174 回国会で、ほぼ 2 年間議論されたこととなります。その間に、目玉だった製造業派遣の原則禁止と登録型派遣の原則の規定は削除されました。残った項目でも、短期派遣の禁止の対象が「2 か月以内」から「30 日以内」に縮小され、労働契約申込みみなし制度の施行も 3 年後に先送りされるなど、規制内容は緩やかになりました。とは言い、マージン率の公開など次のような規制が新たに導入されます。



事業規制の強化

日雇派遣（日々又は 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止（適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外）
グループ企業内派遣の 8 割規制、離職した労働者を離職後 1 年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化

雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示

労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

違法派遣に対する迅速・的確な対処

違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす〔労働契約申込みみなし制度〕
処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

その他

「派遣労働者の保護」を、法律の名称、目的規定に明記

「登録型派遣の在り方」、「製造業務派遣の在り方」、「特定労働者派遣事業の在り方」を検討事項とする

実施時期（施行日）

公布日（平成 24 年 4 月 6 日）から起算して 6 か月を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、労働契約申込みみなし制度については、施行日から起算して 3 年を経過した日

あとがき つちはし事務所より

協会けんぽの健康保険に加入されている事業所は、今月下旬から協会けんぽによる被保険者資格の再確認作業が実施されます。具体的には、今健康保険の扶養家族になっている人の中で、就職して保険を抜ける人がないかを確認する作業です。協会けんぽより各事業所宛に、被扶養者資格の再確認のための書類が送られてきますので、その件について調査した上で、つちはし事務所までお送りいただきますようお願いいたします。なお、この件につきましては、再度ご連絡する予定ですが、詳細については担当者までお問い合わせください。

新年度に入って、法律改正、制度改正の情報が続々出てきています。しかし、法律は変わっても、制度の詳細の情報はなかなか出てこない傾向が年々ひどくなっているような気が…。助成金情報もその1つ。年度変わりで助成金の改正情報、廃止、創設情報が続々出てきますが、詳細についてのデータがなかなか分らない。そんな状況の中でも、何とか新しい情報をお送りしたいと、最新助成金情報を取りまとめ 4 月末にお送りいたしました。見ていただけましたでしょうか？ 時間的に間に合わず、中に盛り込めなかった情報もございます。気になる助成金情報がありましたら、つちはし事務所までお問い合わせください。また、無料で開催している社長のための労務管理の勉強会や 7 月から全面施行される育児介護休業法の情報等もお送りしております。GW、時間のあるときにご検討ください。